

福岡医発第 1066 号 (地)

令和元年 7 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

アジスロマイシン水和物点眼剤の使用に当たっての留意事項について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長並びに同局医薬安全対策課長の連名にて、日本医師会及び福岡県保健医療介護部薬務課監視係を通じて別添のとおり通知がありました。

今般、アジスロマイシン水和物点眼剤（販売名：アジマイシン点眼液 1 %。以下「本剤」という。）について、適応菌種「アジスロマイシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、コリネバクテリウム属、インフルエンザ菌、アクネ菌」、適応症「結膜炎、眼瞼炎、麦粒腫、涙嚢炎」を効能又は効果として製造販売が承認されました。これに伴い、本剤の投与期間は、「用法及び用量」の欄において、結膜炎については 7 日間、眼瞼炎、麦粒腫及び涙嚢炎については 14 日間とされております。

また、近年、不適正な抗菌薬の使用による薬剤耐性菌及びそれに伴う感染症の増加が国際的に問題となっており、抗菌薬のより一層の適正使用が求められております。

本通知はこれらを踏まえ、本剤の投与に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、用法及び用量を遵守するよう患者に十分指導をしていただくなどの適切な対応を求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博  
会長 島田昇二郎

(地 118) (法安 48)

令和元年 6 月 25 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

城 守

長 島



アジスロマイシン水和物点眼剤の使用に当たっての留意事項  
について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、同局医薬安全対策課長の連名にて各都道府県等衛生主管部(局)長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

今般、アジスロマイシン水和物点眼剤(販売名:アジマイシン点眼液1%。以下「本剤」という。)について、適応菌種「アジスロマイシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、コリネバクテリウム属、インフルエンザ菌、アクネ菌」、適応症「結膜炎、眼瞼炎、麦粒腫、涙嚢炎」を効能又は効果として製造販売が承認されました。これに伴い、本剤の投与期間は、「用法及び用量」の欄において、結膜炎については7日間、眼瞼炎、麦粒腫及び涙嚢炎については14日間とされております。

また、近年、不適正な抗菌薬の使用による薬剤耐性菌及びそれに伴う感染症の増加が国際的に問題となっており、抗菌薬のより一層の適正使用が求められております。

本通知はこれらを踏まえ、本剤の投与に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、用法及び用量を遵守するよう患者に十分指導をしていただくなどの適切な対応を求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

各医師会通知



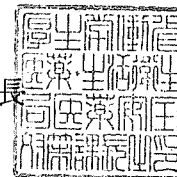
薬生薬審発 0618 第 11 号  
薬生安発 0618 第 6 号  
令和元年 6 月 18 日

公益社団法人日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長



厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長



アジスロマイシン水和物点眼剤の使用に当たっての留意事項  
について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別  
区の衛生主管部（局）長宛て通知を発出しましたので、御了知いただくと  
ともに、貴会会員への周知方よろしくお願いします。

1 薬 第 8 1 6 号  
令和元年 6 月 2 4 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(薬務課監視係)



アジスロマイシン水和物点眼剤の使用に当たっての  
留意事項について

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長から別添のとおり通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。

各医師会通知





薬生薬審発 0618 第 10 号  
薬生安発 0618 第 5 号  
令和元年 6 月 18 日

各 

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 都 | 道 | 府 | 県 |   |   |
| 保 | 健 | 所 | 設 | 置 | 市 |
| 特 | 別 | 区 |   |   |   |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

アジスロマイシン水和物点眼剤の使用に当たっての留意事項  
について

アジスロマイシン水和物点眼剤（販売名：アジマイシン点眼液 1 %。以下「本剤」という。）については、本日、適応菌種「アジスロマイシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、コリネバクテリウム属、インフルエンザ菌、アクネ菌」、適応症「結膜炎、眼瞼炎、麦粒腫、涙囊炎」を効能又は効果として製造販売が承認されたところであり、本剤の投与期間は、「用法及び用量」の欄において、結膜炎については 7 日間、眼瞼炎、麦粒腫及び涙囊炎については 14 日間とされています。

近年、不適正な抗菌薬の使用による薬剤耐性菌及びそれに伴う感染症の増加が国際的に問題となっており、抗菌薬のより一層の適正使用が求められています。

つきましては、本剤の投与に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、用法及び用量を遵守するよう患者に十分指導をしていただくなど、適切に対応していただくよう、貴管下の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。